



29江監第743号

平成30年4月16日

江東区長 殿

江東区監査委員	伊 藤 貫 造
同	秋 田 茂 夫
同	豊 島 成 彦
同	徳 永 雅 博

平成29年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成29年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

平成29年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 平成28年度に区が補助金を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、平成28年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、平成28年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織	所管部
江東花火大会実行委員会	補助金交付		地域振興部
一般社団法人東京都江東産業連盟	指定管理	産業会館	地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 豊洲文化センター 亀戸文化センター 東大島文化センター 商工情報センター	地域振興部
深川観光協会	補助金交付	深川東京モダン館 お江戸深川 さくらまつり 深川カーニバル	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター 有明スポーツセンター 亀戸スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付 指定管理	事務局 障害者福祉センター	福祉部
公益財団法人東京YMCA	指定管理	江東区児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲） 東雲児童館	福祉部 教育委員会事務局

社会福祉法人東京都知的障害者育成会	指定管理	東砂福祉園 あすなろ作業所 第二あすなろ作業所	福祉部
社会福祉法人そのえだ	指定管理	潮見保育園	こども未来部
スマイルクラブ株式会社	補助金交付	スマイルクラブナーサリー住吉 スマイルクラブナーサリー木場	こども未来部

※団体名称は、監査日現在の名称による。

3 監査の実施期日

平成29年10月4日から同年11月22日までのうち21日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは平成28年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、一般社団法人東京都江東産業連盟、公益財団法人東京YMCA、社会福祉法人東京都知的障害者育成会、社会福祉法人そのえだ、スマイルクラブ株式会社の5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行わ

れているか。

イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。

ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。

エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

平成29年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 江東花火大会実行委員会

(1) 団体の概要

江東花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、砂町地区及び南砂地区町会・自治会、東京商工会議所江東支部及び江東区議会砂町議員団等で構成され、江東花火大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東花火大会助成金を交付した。

ア 根拠法令等

江東花火大会助成金交付要綱（昭和58年7月20日江区委発第529号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	10,000,000円	事業費、借用費、印刷宣伝費等
確定金額	10,000,000円	
精算金額	0円	

ウ 補助事業の概要

大会は、「ふるさと江東」づくりの一環として、地域住民の融和と地域の発展を目指すとともに子ども達の夢を育み「ふるさと」の意識高揚を図ることを目的として、昭和57年8月から毎年8月に開催されている。

平成28年8月1日（月）には第34回大会が開催され、荒川・砂町水辺公園を会場に約4,000発が打ち上げられ、約35万人の観覧者が訪れた。

(3) 財政の状況

実行委員会は、区からの補助金収入のほか、広告収入、都助成金収入、前年度繰越金等をもって運営されている。平成28年度における資金収支決算は、次のとおりである。

収 入	支 出	収支差額
22,421,734円	21,426,044円	995,690円

※収入金額には、前年度繰越金1,010,607円を含む。収支差額は次年度へ繰り越した。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 一般社団法人東京都江東産業連盟

(1) 団体の概要

一般社団法人東京都江東産業連盟（以下「法人」という。）は、昭和22年4月に任意団体東京都深川工場連盟として創立し、昭和39年8月に社団法人の認可を受け、昭和63年4月に社団法人東京都江東産業連盟と改称した。平成25年4月には公益法人制度改革により一般社団法人となり、地場産業の振興及び都民生活の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行っている。

- ① 行政機関と会員との架け橋
- ② 地域産業振興等の推進
- ③ 異業種交流等の推進
- ④ 産業会館指定管理者業務
- ⑤ 労働保険事務組合業務

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行っている。

ア 監査対象施設

産業会館

イ 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	平成28年度	平成27年度
産業会館	19,140,000円	19,240,000円

エ 指定管理業務

- (ア) 産業会館の施設等の保守、点検及び維持管理に関すること
- (イ) 産業会館の利用に関すること
- (ウ) 産業会館の事業の実施に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

産業会館は、主として指定管理料により運営されている。平成28年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目		決 算 額	摘 要
委託費収支(1)		0円	
	収入	19,140,000円	
	指定管理料	19,140,000円	
	支出	19,140,000円	
	労務管理費支出	8,806,352円	人件費等
	外注費支出	6,698,639円	清掃業務委託費、各種設備保守 点検費、コピー機等リース料
	損害保険料支出	133,490円	
	光熱水費支出	3,287,776円	
	通信費支出	161,547円	電話料金
雑費支出	52,196円	事務用消耗品費	
会館事業収支(2)		3,261,776円	
	収入	5,597,480円	
	施設・器具利用料収入	5,597,480円	
	支出	2,335,704円	
	賃借料支出	553,601円	施設予約ハードリース料・パソ コンリース料等
	施設補修費支出	208,148円	
	通信費支出	34,836円	銀行振込手数料、切手印紙代
	雑費支出	486,319円	備品費、その他雑費等
消費税・地方税	1,052,800円		
収支差額(1)+(2)		3,261,776円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

3 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員130名（うち区派遣職員4名）で構成されている（平成29年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

(イ) 補助金額

交付対象	平成28年度	平成27年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	897,952,537円	885,103,047円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	128,129,029円	126,386,439円
合計	1,026,081,566円	1,011,489,486円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として、合計3億円を出資している。なお、平成28年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設内訳	平成28年度	平成27年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	525,385,001円	563,394,944円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	86,722,631円	92,894,676円
合計	612,107,632円	656,289,620円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。平成28年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

平成28年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認

- められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	平成28年度	平成27年度	増 減	摘 要
収入	2,360,761,860	2,314,465,943	46,295,917	
基本財産運用収入	463,753	235,200	228,553	
特定資産運用収入	331,979	329,552	2,427	
事業収入	171,107,495	164,279,766	6,827,729	入場料収入、受講料収入、参加費収入等
利用料金収入	461,944,351	446,938,739	15,005,612	施設利用料金収入、器具利用料金収入、観覧料収入等
補助金等収入	1,654,494,984	1,682,480,106	△ 27,985,122	
補助金収入	1,026,081,566	1,011,489,486	14,592,080	区補助金
受託収入	612,107,632	656,289,620	△ 44,181,988	区指定管理料
助成金等収入	16,305,786	14,701,000	1,604,786	
文化振興事業積立預金取崩収入	3,512,000	4,041,000	△ 529,000	
退職給付引当資産取崩収入	65,025,100	10,405,300	54,619,800	
寄附金収入	1,286,047	3,000,000	△ 1,713,953	
雑収入	29,772	129,250	△ 99,478	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,566,379	2,627,030	△ 60,651	
支出	2,358,156,920	2,311,899,564	46,257,356	
事業費支出	1,266,244,612	1,280,177,983	△ 13,933,371	
コミュニティ振興事業費支出	59,473,067	53,603,276	5,869,791	
グループ育成事業費支出	25,605,490	28,770,360	△ 3,164,870	
情報収集・提供事業費支出	29,006,193	30,685,429	△ 1,679,236	
文化芸術振興事業費支出	106,183,427	103,757,848	2,425,579	
併設記念館展示事業費支出	4,864,577	3,077,627	1,786,950	
歴史文化施設事業費支出	31,324,050	30,874,571	449,479	
施設管理事業費支出	997,116,617	1,017,184,086	△ 20,067,469	
利用者支援事業費支出	12,671,191	12,224,786	446,405	
法人管理運営費支出	1,004,013,950	943,874,998	60,138,952	
人件費支出	947,852,286	879,508,879	68,343,407	
法人管理事務費支出	54,790,851	62,546,299	△ 7,755,448	
法人運営費支出	1,370,813	1,819,820	△ 449,007	
文化振興事業積立預金支出	2,456,380	2,627,030	△ 170,650	
文化振興事業積立預金資産取得支出	40,109	6,405	33,704	
退職給付引当資産支出	85,401,869	85,213,148	188,721	
収支差額	2,604,940	2,566,379	38,561	

別表1-2 財政状態

(単位: 円、%)

	平成28年度 (平成29年3月31日現在) (A)	平成27年度 (平成28年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	267,939,348	250,430,183	17,509,165	7.0
現金	2,993,938	3,063,500	△ 69,562	△ 2.3
普通預金	231,088,507	227,034,454	4,054,053	1.8
未収金	20,851,731	8,545,779	12,305,952	144.0
前払金	438,911	543,416	△ 104,505	△ 19.2
立替金	4,547	0	4,547	—
棚卸資産	12,561,714	11,243,034	1,318,680	11.7
固定資産	870,487,686	851,117,983	19,369,703	2.3
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	520,149,121	500,787,863	19,361,258	3.9
文化振興事業積立預金	23,030,265	24,045,776	△ 1,015,511	△ 4.2
退職給付引当資産	497,118,856	476,742,087	20,376,769	4.3
其他固定資産	338,565	330,120	8,445	2.6
什器備品	338,565	330,120	8,445	2.6
リース資産	0	0	0	0.0
資産合計	1,138,427,034	1,101,548,166	36,878,868	3.3
負債の部				
流動負債	289,744,450	272,704,556	17,039,894	6.2
未払金	212,203,085	196,299,565	15,903,520	8.1
前受金	16,495,700	16,249,700	246,000	1.5
預り金	24,073,909	24,071,505	2,404	0.0
リース債務(1年以内)	0	0	0	0.0
賞与引当金	36,971,756	36,083,786	887,970	2.5
固定負債	771,678,076	722,498,745	49,179,331	6.8
退職給付引当金	771,678,076	722,498,745	49,179,331	6.8
リース債務(1年超)	0	0	0	0.0
負債合計	1,061,422,526	995,203,301	66,219,225	6.7
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 222,995,492	△ 193,655,135	△ 29,340,357	△ 15.2
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0	0.0
(うち特定資産への充当額)	(23,030,265)	(24,045,776)	(△ 1,015,511)	△ 4.2
正味財産合計	77,004,508	106,344,865	△ 29,340,357	△ 27.6
負債及び正味財産合計	1,138,427,034	1,101,548,166	36,878,868	3.3

4 深川観光協会

(1) 団体の概要

ア 概要

深川観光協会（以下「協会」という。）は、昭和58年に深川地域商店街が主体となり設立された。地域の伝統ある名所旧跡及び文化史跡の開発宣伝を行うとともに、新しい観光の開発を行い、地域の繁栄に寄与することを目的とする団体であり、深川地域内に組織されている商店会、諸団体及び個人並びに特別会員、賛助会員をもって組織されている。

イ 組織

協会の役員は、30名（会長1名、副会長11名、理事18名）で構成されている（平成28年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、協会に対して、深川東京モダン館管理運営事業費、深川カーニバル事業費、お江戸深川さくらまつり事業費につき、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）、江東区観光推進事業費補助金交付要綱（平成16年11月8日16江区経第497号。以下「要綱」という。）

イ 補助金額

	深川東京 モダン館	深川カーニバル	お江戸深川 さくらまつり
交付決定額	19,780,000円	2,400,000円	2,600,000円
交付確定額	17,370,315円	2,400,000円	1,972,000円
精算金額	2,409,685円	0円	0円

※深川カーニバル及びお江戸深川さくらまつりは、要綱により、交付額の確定後に支払うものとするため、精算金額は0円となる。

ウ 補助事業の概要

① 深川東京モダン館

深川東京モダン館は、平成20年7月に国登録有形文化財となった旧東京市深川食堂（昭和7年建築）を改修した建物で、昭和初期の最先端の構造技術、建築デザインを伝える数少ない現存施設として歴史的価値を有するものである。平成21年10月に開館してからは、区の観

光拠点、多様な文化の発信、歴史の伝承を基本コンセプトとして深川観光協会が管理・運営を行っている。

平成28年度は、区の観光拠点、地域との連携による区民等の交流拠点、歴史的建造物の活用を活動の柱に、施設の管理運営、観光振興及び文化事業の実施及びその支援等を行い、28,349人（前年度比124.6%）が来館した。

② 深川カーニバル

深川観光協会では、平成17年から年1回、深川よさこい祭りを実施し、平成23年の第7回から深川カーニバルに名称を変更した。

平成28年9月19日には、深川公園・富岡八幡宮境内・永代通りの3ヶ所で第12回を実施し、約3,000人が来場した。なお、第12回をもって深川カーニバルは終了となった。

③ お江戸深川さくらまつり

深川周辺の桜の鑑賞等を目的に、平成17年に第1回お江戸深川さくらまつりを開催した。

平成28年3月26日から4月13日まで、門前仲町から大横川、仙台堀川、小名木川の桜並木において第12回を実施し、「和船乗船体験」や「動力船」の運航、「船の上での新内流し」、「夜桜のライトアップ」、「模擬店」などを開催した。

(3) 財政の状況

深川東京モダン館、深川カーニバル及びお江戸深川さくらまつりは、主として区からの補助金、事業収入等をもって運営されている。平成28年度における収支決算は、次のとおりである。

	深川東京 モダン館	深川カーニバル	お江戸深川 さくらまつり
収 入	23,714,125円	3,877,112円	3,728,677円
支 出	21,304,440円	3,877,112円	3,728,677円
収支差額	2,409,685円	0円	0円

※深川東京モダン館の収支差額は区に戻入された。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認め

られる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員68名（うち区派遣職員4名）で構成されている（平成29年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(4) 補助金額

交付対象	平成28年度	平成27年度
健康センター	32,035,371円	27,539,002円
スポーツ施設	658,583,291円	613,409,869円
法人管理費	84,649,244円	73,521,221円
合 計	775,267,906円	714,470,092円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、平成28年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	平成28年度	平成27年度
健康センター	56,437,070円	62,000,284円
スポーツ施設	541,860,258円	562,182,999円
スポーツネット管理業務	30,576,794円	28,348,311円
合計	628,874,122円	652,531,594円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。平成28年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

平成28年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統

制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	平成28年度	平成27年度	増 減	摘 要
収入	2,035,512,524	1,935,145,821	100,366,703	
基本財産運用収入	112,408	601,449	△ 489,041	
事業収入	615,192,432	566,684,098	48,508,334	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,404,142,028	1,367,001,686	37,140,342	
補助金収入	775,267,906	714,470,092	60,797,814	区補助金
受託事業収入	628,874,122	652,531,594	△ 23,657,472	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	383,000	0	383,000	
退職給付引当預金取崩収入	15,301,870	0	15,301,870	
雑収入	380,786	858,588	△ 477,802	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,035,512,524	1,935,145,821	100,366,703	
事業費支出	1,931,661,896	1,856,833,843	74,828,053	
人件費	255,795,227	226,682,872	29,112,355	
健康増進事業ほか5事業費	622,570,304	576,641,770	45,928,534	
健康センター管理事業費	59,094,052	64,647,044	△ 5,552,992	
スポーツ施設管理事業費	963,625,519	960,513,846	3,111,673	
スポーツネット管理事業費	30,576,794	28,348,311	2,228,483	
管理費支出	86,152,524	68,418,401	17,734,123	
管理費	84,367,559	67,353,533	17,014,026	
運営費	1,784,965	1,064,868	720,097	
健康スポーツ事業積立預金支出	1,428	3,581	△ 2,153	
退職給付引当預金支出	17,696,676	9,889,996	7,806,680	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	平成28年度 (平成29年3月31日現在) (A)	平成27年度 (平成28年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	349,333,838	285,633,884	63,699,954	22.3
現金	3,069,255	2,925,532	143,723	4.9
普通預金	334,395,686	272,468,255	61,927,431	22.7
立替金	790,250	988,549	△ 198,299	△ 20.1
未収金	11,156,839	9,387,548	1,769,291	18.8
商品	29,808	0	29,808	—
貸倒引当金	△ 108,000	△ 136,000	28,000	20.6
固定資産	642,996,064	569,340,960	73,655,104	12.9
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	103,306,863	101,293,629	2,013,234	2.0
退職給付引当資産	89,402,716	87,007,910	2,394,806	2.8
健康スポーツ事業積立資産	13,904,147	14,285,719	△ 381,572	△ 2.7
其他固定資産	239,689,201	168,047,331	71,641,870	42.6
資産合計	992,329,902	854,974,844	137,355,058	16.1
負債の部				
流動負債	440,701,722	357,530,559	83,171,163	23.3
未払金	342,158,908	279,170,623	62,988,285	22.6
預り金	7,036,902	6,325,641	711,261	11.2
賞与引当金	13,974,238	12,506,284	1,467,954	11.7
短期リース債務	77,531,674	59,528,011	18,003,663	30.2
固定負債	427,400,430	346,741,132	80,659,298	23.3
退職給付引当金	263,318,725	236,286,535	27,032,190	11.4
長期リース債務	164,081,705	110,454,597	53,627,108	48.6
負債合計	868,102,152	704,271,691	163,830,461	23.3
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 175,772,250	△ 149,296,847	△ 26,475,403	△ 17.7
(うち特定資産への充当額)	(13,904,147)	(14,285,719)	(△ 381,572)	△ 2.7
正味財産合計	124,227,750	150,703,153	△ 26,475,403	△ 17.6
負債及び正味財産合計	992,329,902	854,974,844	137,355,058	16.1

6 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員93名（うち区派遣職員3名）で構成されている（平成29年4月1日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業及び地域福祉コーディネーター事業に必要な経費として、補助金を交付した。また、区は法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(7) 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

(イ) 補助金額

交付対象	平成28年度	平成27年度
社会福祉協議会事業費助成事業	145,079,274円	155,556,028円
管理運営事業及び施設運営事業	120,965,192円	139,737,624円
応急小口福祉資金貸付事業	1,569,304円	1,598,984円
ホームヘルプサービス事業	4,371,372円	4,286,642円

福祉機器リサイクル事業	538,066円	863,324円
法人後見等事業	9,356,368円	9,069,454円
地域福祉コーディネーター事業	8,278,972円	—
ボランティアセンター運営費助成事業	34,756,542円	31,949,907円
ボランティア活動推進事業	34,756,542円	31,949,907円
合 計	179,835,816円	187,505,935円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、給与振込手数料、租税公課、光熱水費及びパソコンリース料である。

イ 指定管理

(7) 監査対象施設

障害者福祉センター

(4) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設内訳	平成28年度	平成27年度
障害者福祉センター	216,973,694円	332,811,324円

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。平成28年度における資金収支決算は、次のとおりである。なお、平成27年4月から社会福祉法人会計基準を適用している。

ア 地域福祉推進事業

	平成28年度	平成27年度
収 入 (1)	430,930,254円	459,546,686円
支 出 (2)	429,915,981円	458,867,494円
前期末支払資金残高(3)	33,947,375円	33,268,183円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,961,648円	33,947,375円

イ 歳末たすけあい事業

	平成28年度	平成27年度
収 入 (1)	2,534,841円	2,231,686円
支 出 (2)	2,534,841円	2,231,686円
前期末支払資金残高(3)	0円	0円
収支差額(1)-(2)+(3)	0円	0円

ウ 応急小口福祉資金貸付事業

	平成28年度	平成27年度
収 入 (1)	5,530,263円	6,746,537円
支 出 (2)	4,411,304円	6,358,484円
前期末支払資金残高(3)	29,804,928円	29,416,875円
収支差額(1)-(2)+(3)	30,923,887円	29,804,928円

エ 障害者福祉センター事業

	平成28年度	平成27年度
収 入 (1)	364,837,285円	356,881,773円
支 出 (2)	364,774,123円	356,597,638円
前期末支払資金残高(3)	979,142円	695,007円
収支差額(1)-(2)+(3)	1,042,304円	979,142円

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 公益財団法人東京YMCA

(1) 団体の概要

公益財団法人東京YMCA（以下「法人」という。）は、明治36年に財団法人となり、平成23年に公益財団法人へと移行した。青少年等の心身の健全な成長を図るとともに奉仕の精神を養い、もって民主的社会の発展と世界の平和に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ① 教育、スポーツ等を通じて人々の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ② 乳幼児・児童又は青少年の健全育成と子育て支援等を目的とする事業
- ③ 職業教育を通して勤労者の就労支援や福祉の向上を目的とする事業
- ④ 国際交流のコミュニケーション能力育成を目的とする事業
- ⑤ 生涯教室の場を提供し豊かな学びと教養を得ることを目的とする事業
- ⑥ 障がい者及び高齢者の健康や福祉を増進することを目的とする事業等

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

- ① 江東区児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲）
- ② 東雲児童館

イ 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	平成28年度	平成27年度
江東区児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲）	238,152,410円	244,274,115円
東雲児童館	53,219,000円	49,890,000円

エ 指定管理業務

- ① 江東区児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲）
 - (ア) 江東区児童・高齢者総合施設条例（平成22年6月江東区条例第34号）第3条に規定する事業の実施に関する事（健康の保持及び増進に関する事、高齢者の日常生活に必要な機能訓練等に関する事、

教養講座等の開催に関すること、高齢者の健康及び生活に係る相談に関すること、こどもと高齢者との交流に関すること等)

- (イ) 施設の利用に関すること
- (ウ) 施設及び設備の維持管理に関すること

② 東雲児童館

- (ア) 江東区児童館条例（昭和44年3月江東区条例第13号）及び江東区児童館条例施行規則（昭和44年4月江東区規則第24号）等に基づく管理施設の利用に関すること
- (イ) 児童の福祉増進に関すること（児童館・子育てひろば・学童クラブ・土曜江東きっずクラブ事業等）
- (ウ) 管理施設の維持管理に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

江東区児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲）は主として指定管理料、使用料収入等、東雲児童館は指定管理料により運営されている。平成28年度における管理運営に係る経費の収支決算は、次のとおりである。

ア 江東区児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲）

項目	決算額	概要
収入(1)	278,874,916円	
委託料収入	259,418,624円	区指定管理料（概算払）
使用料収入	12,815,145円	
事業収入	2,012,989円	講習会収入等
その他収入(2)	4,628,158円	雑収益、預り金消費税
支出(3)	252,980,544円	
人件費	134,335,033円	
事業費	47,534,974円	
施設維持管理経費	51,940,808円	
業務管理費	11,220,000円	
仮払消費税	7,949,729円	
収支差額(1)-(2)-(3)	21,266,214円	区へ精算戻入

イ 東雲児童館

項 目	決 算 額	概 要
収入	53,219,000円	
委託料収入	53,219,000円	区指定管理料（前金払）
支出	50,489,755円	
人件費	43,881,109円	
事業費	1,700,154円	
施設維持管理経費	1,568,114円	
法人管理費	2,315,000円	
その他費用	420,236円	監査報酬、保険料等
仮払消費税	605,142円	
収支差額	2,729,245円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 社会福祉法人東京都知的障害者育成会

(1) 団体の概要

社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行っている。

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 障害者支援施設の経営

イ 第二種社会福祉事業

(イ) 知的障害者の更生相談に応ずる事業の経営

(イ) 知的障害者の援護、育成を目的とする団体との連絡及び助成に関する事業の経営

(ロ) 障害福祉サービス事業の経営

(エ) 老人居宅介護等事業の経営

(オ) 身体障害者デイサービス事業の経営

(カ) 地域活動支援センターの経営

(キ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ク) 相談支援事業（一般・特定・障害児）の経営

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

① 東砂福祉園

② あすなろ作業所

③ 第二あすなろ作業所

イ 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	平成28年度	平成27年度
東砂福祉園	120,701,008円	188,911,243円
あすなろ作業所	29,722,618円	116,528,847円
第二あすなろ作業所	61,850,293円	168,366,450円

エ 指定管理業務

① 江東区障害者通所支援施設条例（平成2年3月江東区条例第5号）第5条に規定する事業の実施に関すること（障害者の生活介護、就労継続支援、特定相談支援事業）

② 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

各施設は、主として受託事業収入をもって運営されているが、あすなろ作業所と第二あすなろ作業所には、そのほかに就労支援事業活動による収入がある。平成28年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 東砂福祉園

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	1,744,356円	
収入	193,483,856円	
障害福祉サービス等事業収入	158,529,387円	自立支援給付費収入等
公益事業収入	34,032,757円	
受取利息配当金収入	43円	
その他の収入	921,669円	
支出	191,739,500円	
人件費支出	112,358,622円	
事業費支出	15,014,516円	
事務費支出	64,361,932円	
その他の支出	4,430円	
施設整備等による収支(2)	0円	
収入	0円	
支出	0円	
その他活動による収支(3)	△1,102,300円	

収入	1,420,200円	退職給付引当資産取崩収入
支出	2,522,500円	退職給付引当資産支出、拠点区分間繰入金支出、その他の支出
前期末支払資金残高(4)	933,594円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	1,575,650円	

イ あすなろ作業所

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)	2,334,063円	
収入	120,411,662円	
就労支援事業収入	10,299,173円	
障害福祉サービス等事業収入	109,394,814円	自立支援給付費収入等
その他の収入	717,675円	
支出	118,077,599円	
人件費支出	88,531,757円	
事業費支出	8,597,162円	
事務費支出	10,500,275円	
就労支援事業支出	10,448,405円	
施設整備等による収支(2)	0円	
収入	0円	
支出	0円	
その他活動による収支(3)	△1,778,020円	
収入	227,700円	退職給付引当資産取崩収入
支出	2,005,720円	退職給付引当資産支出、拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)	229,207円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	785,250円	

ウ 第二あすなろ作業所

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)	3,231,911円	
収入	175,457,562円	
就労支援事業収入	4,963,019円	

	障害福祉サービス等事業収入	169,328,378円	自立支援給付費収入等
	その他の収入	1,166,165円	
	支出	172,225,651円	
	人件費支出	117,477,603円	
	事業費支出	13,995,831円	
	事務費支出	35,643,499円	
	就労支援事業支出	5,108,718円	
	施設整備等による収支(2)	0円	
	収入	0円	
	支出	0円	
	その他活動による収支(3)	△2,262,360円	
	収入	416,760円	退職給付引当資産取崩収入
	支出	2,679,120円	退職給付引当資産支出、拠点区分間繰入金支出
	前期末支払資金残高(4)	86,384円	
	収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	1,055,935円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

9 社会福祉法人そのえだ

(1) 団体の概要

社会福祉法人そのえだ（以下「法人」という。）は、社会福祉事業法（現・社会福祉法）の定めるところにより、昭和37年7月に設立された団体であり、次の事業を行っている。

- ① 保育所の経営
- ② 放課後児童健全育成事業の経営

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

潮見保育園

イ 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	平成28年度	平成27年度
潮見保育園	212,169,200円	200,577,075円

エ 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年江東区条例第9号）第9条第2項の規定による業務

- ① 保育事業（11時間開所保育・延長保育・産休明け保育・障害児保育・緊急一時保育・非定型一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

潮見保育園は、主として指定管理料により運営されている。平成28年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	4,763,104円	
収入	231,848,945円	

	保育事業収入	228,910,450円	区指定管理料、延長保育収入等
	受取利息配当金収入	321円	
	その他の収入	2,938,174円	
	支出	227,085,841円	
	人件費支出	204,249,185円	
	事業費支出	14,497,383円	
	事務費支出	5,414,399円	
	その他の支出	2,924,874円	
	施設整備等による収支(2)	0円	
	収入	0円	
	支出	0円	
	その他活動による収支(3)	△2,392,156円	
	収入	0円	
	支出	2,392,156円	退職給付引当資産支出、拠点区分間繰入金支出
	前期末支払資金残高(4)	21,871,188円	
	収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	24,242,136円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、別項の指摘事項を除き、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 指摘事項

指定管理料の積算について

区は、法人に対し、「江東区潮見保育園の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区潮見保育園の年度協定」を締結した上で、前金払として指定管理料の分割支払をしている。年度終了後、法人から提出される事業報告書及び決算書類を元に金額を精査して指定管理料を確定し、支払の最終回で支払額を調整している。

この中で、区は、「東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱」に基づき、指定管理料の一部を算定している。

同要綱によれば、「特別保育事業等推進加算」の「一時預かり事業（4時間以上）加算」の算定に当たっては、一時預かり事業を4時間以上実施している保育所に対し、延べ利用児童数に単価 2,920 円を乗じた金額を加算している。

今回の監査で平成 28 年度の実績報告書等を確認したところ、指定管理料のうちこの「一時預かり事業（4 時間以上）加算」について次のような事例が認められた。

平成28年度において、事業実績報告書の積算内訳に基づき、法人に対し対象児童数延1,092人分が加算・交付されていたが、監査当日提出された別資料（実績集計表等）で確認したところ、対象児童数は正しくは延1,082人であり、10人分計29,200円が法人に対し過大に支出されていた。

法人による事業実績報告書への誤記によるものであるが、別途、一時保育扶助費を四半期ごとに請求する際にも本対象児童数は区へ報告されており、この報告数値の積み上げや、年度事業報告書に記載された実績集計表と照らし合わせることによって、数値の誤りに気付くことは可能であった。

区は、法人と協議の上、平成 28 年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、今後は、交付申請・実績報告の際に証拠書類を確認するなど適正な審査を行い、誤りのないよう万全を期されたい。

10 スマイルクラブ株式会社

(1) 団体の概要

スマイルクラブ株式会社（以下「会社」という。）は、平成20年に設立され、次の事業を行っている。

- ① 英語・日本語・中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語の語学教室
- ② 上記に付帯する教育資材の製作及び販売
- ③ 託児所・保育所の経営
- ④ 飲食業及び食品の販売
- ⑤ 包装梱包資材の販売及び梱包請負等

(2) 区との関係

区は、小規模保育事業（スマイルクラブナーサリー住吉）及び認証保育所（スマイルクラブナーサリー木場）を運営する会社に対して、保育士等のキャリアアップ（処遇改善）に向けた取組に要する費用、保育サービスの向上を図ることを目的とした保育サービス事業の運営経費及び保育従事職員の宿舍借り上げを支援する費用として補助金を交付した。

ア 根拠法令等

- ① 江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日 27 江こ保第 2365 号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）
- ② 江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日 27 江こ保第 2742 号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育力強化事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日 27 江こ保第 2588 号。以下「保育力強化事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日 28 江こ保第 1834 号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）

イ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
スマイルクラブナーサリー住吉	2,289,000円	キャリアアップ補助要綱
	2,659,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	2,295,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱

スマイルクラブナーサリー 木場	3,474,000円	キャリアアップ補助要綱
	1,362,000円	保育力強化事業補助要綱
	1,242,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
合 計	13,321,000円	

ウ 補助事業の概要

保育士等の処遇改善に向けた賃金改善、当該職員が働きやすい環境整備、保育サービス推進事業又は保育力強化事業のうち零歳児保育、アレルギー児対応、外国人児童受入れ及び地域子育て支援等を行っている。

(3) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、別項の指摘事項を除き、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(4) 指摘事項

補助金の積算について

区は、会社に対し、保育力強化事業補助要綱に基づき、補助金を支出している。

同要綱によれば、「アレルギー児対応（医師の指示書に基づく除去食又は代替食）に要する経費」の算定に当たっては、毎月初日の対象児童について1人当たり22,000円を補助金額としている。また、東京都が作成している同要綱の各加算項目説明資料によれば、アレルギーの診断を受けた日が月途中の場合は、翌月から加算対象となる。

今回の監査で平成28年度の「江東区保育力強化事業補助金事業実績報告書」等を確認したところ、「アレルギー児対応に要する経費」について次のような事例が認められた。

平成28年度の「アレルギー児対応」の対象児童数は延43人として算定・交付されていたが、積算の内訳を確認したところ、その内、アレルギーの診断を受けた日が月途中でありながら、その月も加算対象としていた児童

が2人含まれていた。よって、対象児童数は正しくは延41人であり、2人分計44,000円が会社に対し過大に支出されていた。

会社の説明によると、アレルギーの診断を受ける前から園ではアレルギー対応をしていたために、月途中の診断であっても当月から加算対象になると誤って認識していたとのことであった。

区は、会社と協議の上、平成28年度の補助金が適正な金額となるよう調整を図りたい。また、交付申請・実績報告の際に適正な審査を行うとともに、補助金算定の基礎となる各要綱等の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。